



「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済ですか

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を受け取るには、申請が必要です。支給要件を確認のうえ、期限内に申請してください。

申請期限 平成27年1月5日(月)(消印有効)

※対象と思われる人には申請書を送付しています。申請書が届いていない人で修正申告などにより所得金額や扶養者が変更された結果、新たに支給対象となったと思われる場合は、お問い合わせください。

※申請期限を経過した場合は、受付できません。

※詳しくは広報おのみち10月号7頁等をご覧ください。お問い合わせください。

臨時福祉給付金(社会福祉課)
(☎0848-37-3600)

子育て世帯臨時特例給付金(子育て支援課)(☎0848-38-9112)

防犯灯のLED化 ～防犯灯設置事業補助金～

市では、防犯灯のLED化を促進するため、防犯灯を管理する町内会等に対し補助金を交付しています。

LEDの防犯灯は蛍光灯の防犯灯

と比較して寿命が長いので、交換作業が長期間不要で、電気料金が4割以上安くなるなどの利点があります。まだ補助制度を利用していない町内会等においては、ご検討いただき、防犯灯の早期LED化にご協力ください。

補助金額(現行)

○LEDの防犯灯を新設する場合:1灯につき、20,000円以内

○蛍光灯の防犯灯をLEDの灯具に交換する場合:1灯につき、20,000円以内

○蛍光灯の防犯灯を修繕する場合:修理費用の3分の2(1灯につき、6,000円以内)

※次年度以降、補助金額を変更することがあります。

申請方法 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書に工事業者の見積書の写しを添付のうえ提出

総務課(☎0848-38-9216)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6201)

瀬戸田支所住民福祉課

(☎0845-27-2211)

住宅リフォームの 補助金申請受付中 ～申請は来年2月末まで～

対象世帯

○18歳未満の人がいる子育て世帯

○60歳以上の人がいる世帯

○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた人がいる世帯

対象住宅 市内にある自己または2親等以内の親族が所有する住宅

施工者 市内に本店がある法人または市内に住所がある個人事業者

補助金額 補助対象工事費の10分の1以内で、10万円を限度

申請期限 平成27年2月27日(金)

※既に着工したものは、対象となりません。対象となる工事など詳しくはお問い合わせください。

建築課(☎0848-38-9247)

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

三原年金事務所(☎0848-63-4111)

HP <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

尾道市公会堂の廃止のお知らせ

市役所本庁舎は、平成24年度に実施した耐震診断の結果、大地震により倒壊または崩壊する危険性が高いことが判明しましたが、費用の面、時間的な制約の面、整備後の利便性を勘案して、公会堂位置への新築が最も有利との結論に至りました。

公会堂は、建築後51年以上が経過して老朽化していることや、利用状況が低調であること、市内に代わりとなる施設もあることに加え、新庁舎建設の事業費を大幅に節減できることから、公会堂の廃止を選択したものです。

公会堂を廃止する日 平成28年4月1日(金)(平成28年3月31日(木)まで使用可)

公会堂別館の名称変更 平成28年4月1日(金)から尾道市市民会館に名称が変わります。使用条件に変更はありません。

公会堂は、昭和38年3月に約1億8,000万円を投じて建設しましたが、その際には企業、団体、個人から合計約1億円の寄附金をいただき、その後の改修等の際にも、緞帳、絵画、銅像、ピアノ等の寄附をいただきました。

また、これまでの51年間で多くの人に公会堂をご利用いただき、様々な行事が開催される中で尾道の文化向上に貢献するとともに、多くの人に親しまれました。

ご寄附をいただいた人、公会堂をご利用いただいた人に心よりお礼申し上げます。

公会堂の廃止に際しては、引き続き使用できる設備等は他の施設で活用するように検討を行います。

〒722-8501 久保一丁目15-1 総務課

(☎0848-38-9332 FAX0848-37-2740)

E somu@city.onomichi.hiroshima.jp

**毎週金曜は午後7時まで
戸籍、住民票、印鑑・所得証明
を発行しています**

場所 本庁市民課

因島総合支所市民生活課

内容 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、パスポートの受取など
※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

**もういいかい 火を消すまでは まだだよ
11月9日～15日は、平成26年秋の火災予防運動**

火災が発生しやすい時季です。次の点に注意をして、火災の発生を防ぎましょう。

**■住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
～3つの習慣・4つの対策～**

【3つの習慣】

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

☎消防局予防課(☎0848-55-9123)



もしも、病気やけがで障害が残ったら～障害基礎年金～

国民年金加入中や、20歳前の病気やけがで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

■障害基礎年金が受けられる要件

- ①初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入中の人。または、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない60歳以上65歳未満の人。
- ②初診日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていることが必要です。
 - ・初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(免除、納付猶予、学生特例期間を含む)があること。
 - ・初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。(平成28年3月31日まで)
- ③障害認定日(初診日から原則として1年6カ月を経過した日、またはそれ以前に症状の固定した日)に障害年金等

級表の1級または2級の障害の状態になっていること。

■20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害になり20歳に達したとき、上記③の要件を満たしていれば障害基礎年金を受けられます。(本人の所得制限があります。)

障害基礎年金額(平成26年度)

1級	96万6,000円
2級	77万2,800円

※受給者に生計を維持されている子(18歳に達した年度末まで。障害のある子は20歳未満)がいる場合は、次の額が加算されます。

1人目・2人目	1人につき22万2,400円
3人目以降	1人につき7万4,100円

☎保険年金課(☎0848-38-9135)

※初診日が3号被保険者期間または厚生年金加入中の人は、三原年金事務所(☎0848-63-4111)へお問い合わせください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人へは、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに記載されている番号にお問い合わせください。

受付期間 受付中～平成27年3月16日(月)

☎年金定期便・年金ネット等専用ダイヤル
(☎0570-058-555(ナビダイヤル))

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファクス

☎電子メール

☎ホームページ

☎申込先

☎問い合わせ先

よい良い景観づくりのために【連載2回目】



●屋外広告物(看板)を出すときは許可申請が必要です

Q なぜ許可が必要なのですか。

A まちには立て看板や広告塔など大小さまざまな屋外広告物があります。これらは広く公衆の目に留まり、街並みを構成する重要な要素となっています。無秩序に氾濫すると、まちの美観や風致を損ねることになります。また、適切に管理がされなければ、落下や倒壊の危険性があるなど、私たちに危害を及ぼすことになりかねません。このため、市では、条例などで屋外広告物を設置するためのルールを定めており、原則として許可が必要です。

看板はまちの
風景の一つ。
だから、許可が
必要なんだね!



●建物等の新築や外観を変更する場合には景観の届出等が必要です

市では、平成22年4月から市全域を景観計画区域とし、尾道市景観計画及び尾道市景観条例によって、一定規模を超える建築行為等(建物等の新築や増改築、外観の変更等)をしようとする場合は、事前に市長に届出(景観地区においては認定申請)が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

区域

- 市全域が景観計画区域です。
- 「尾道・向島地区」および「瀬戸田地区」(全域ではなく一部の区域)は重点地区としています。

○重点地区のうち「尾道・向島地区」は都市計画で「景観地区」に定めています。

概要

- 建築行為等をしようとする場合には、事前に届出または景観地区においては認定申請が必要です。(届出と認定申請で対象となる規模は異なります。)
- 建物等の形態意匠(外観(屋根・外壁等)の形状や色彩等)の基準や景観地区においては高さ制限があります。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

まちづくり推進課(☎0848-38-9223)

清掃

~毎月1日は
「門前清掃の日」です~

- 【尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
- 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

年末のごみの持込みは、毎年大混雑!

年末のごみ持込日の様子です。毎年、クリーンセンターや南部清掃事務所の外まで数十台も車が並び、長時間お待ちいただく状態となっております。

持込時間は決まっており、お待ちいただいても、時間が来ますと入場できません。あらかじめご了承ください。



順番待ちをする車の列



年末のごみ収集・持込みの日程は、広報おのみち12月号に詳しく掲載します。

※持込みをする人は、平日(8:30~12:00、13:00~16:00)か休日持込(毎月第4日曜8:30~12:00)をご利用いただき、年末の混雑分散にご協力をお願いします。

「休日」のごみ収集

11月24日(月)振替休日は、燃やせるごみが月・木曜の地域です。

※燃やせるごみ以外の収集はお休みです。

※ごみの持込受付はありません。

11月23日(日)第4日曜のごみ持込受付は8:30~12:00です。(詳しくはお問い合わせください)

小型浄化槽設置補助金

☎ 甲 閘 下 水 道 課 (☎ 0848-38-9232) 因 島 総 合 支 所 市 民 生 活 課 (☎ 0845-26-6201)

■ 補助金額

浄化槽の人槽	改築	新築
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

■ 受付条件

- 浄化槽工事を行っていないこと
- 自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの
(ただし、店舗などを併設するものも含むが補助は住宅部分を対象とする)
- 工事が平成27年3月15日(日)までに終了すること
- 補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請すること

■ 補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません)

- 公共下水道認可区域

○漁業集落環境整備事業区域

○農業集落排水事業整備区域

※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は対象外です。

■ 浄化槽工事については、市内の浄化槽設置業者をご活用ください

■ 浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています

浄化槽を管理している人には、保守点検・清掃・法定検査の3つのことが義務付けられています。

年に1回行う法定検査には効率化検査とガイドライン検査があり、平成26年度は全項目検査するガイドライン検査(小型合併浄化槽7,000円、単独浄化槽5,000円)を行います。

特別永住者証明書・在留カードへの切り替えはお済みですか

次のような対象となる人は、特別永住者証明書・在留カードへの切り替えが必要です。切り替え期限の平成27年(2015年)7月8日(水)の数カ月前から、申請窓口が混雑することが予想されますので、早めの切り替えにご協力ください。切り替え申請は今からでもできます。

特別永住者の人			
対象	平成24年7月9日に16歳以上であった人		平成24年7月9日に16歳未満であった人
	次回確認(切替)申請期間の開始日となる誕生日が平成27年7月8日までの人	次回確認(切替)申請期間の開始日となる誕生日が平成27年7月9日以降の人	
切替期限	平成27年7月8日(水)	次回確認(切替)申請期間の開始日となる誕生日まで	16歳の誕生日まで
必要書類	・お持ちの「外国人登録証明書」・旅券(所持している場合) ・写真(縦40mm×横30mm、3カ月以内に撮影されたもの、無帽で正面を向き、背景のないもの)1枚		
手続き場所・問い合わせ先	市民課(☎0848-38-9160) 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208) 御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111) 向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110) 瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)		

永住者の人			
対象	平成24年7月9日に16歳以上であった人	平成24年7月9日に16歳未満であった人	
		平成27年7月8日までに16歳の誕生日が到来する人	平成27年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する人
切替期限	平成27年7月8日(水)	16歳の誕生日まで	平成27年7月8日(水)
手続き場所・問い合わせ先	広島入国管理局 福山出張所(☎084-973-8090) 法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター(☎0570-013904) ※必要書類等について、詳しくは上記へお問い合わせください。		

尾道市国民健康保険健康家庭表彰

尾道市国保では、以下の条件等すべて当てはまる世帯を健康家庭として表彰し、世帯主あてに11月から12月にかけて記念品を送付しています。

対象世帯

- 平成25年度、1年間継続して市国保

に加入し、保険診療を受けていない

- 保険料を完納している
- 平成25年度中に特定健診対象者全員が特定健診を受診している
- 来年度も、対象世帯となる条件は同じです。今年度特定健診(無料)をまだ受診していない40~74歳の方は平成27年3月末までに受診してください。

※特定健診を受けるためには受診券(4月に送付)が必要です。紛失した人は再発行申請ができますので、保険証を持参の上、市役所保険年金課、各支所(御調は保健福祉センター)の国保担当窓口または健康推進課(総合福祉センター内)にお越しください。

☎ 保険年金課 (☎ 0848-38-9107)